

公 告

公 告 第 4 5 号
令和4年12月23日

分任契約担当官
陸上自衛隊えびの駐屯地
第364会計隊えびの派遣隊長 内 藤 晃

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : (使用済) 人員輸送車2号 内訳書のとおり
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊えびの駐屯地
- (3) 引 取 (引 渡) 期 限 : 代金納付の日から5日以内 (令和5年3月31日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和5年3月31日 (金)

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度 競争参加資格 (全省庁統一資格) 「物品の買受」C級以上の等級に格付けされた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、政策局長、装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者。又は、引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負申請書を提出し、承認を受けたものとする。
- (9) 転売しない旨の誓約書を解体・破碎証明書に追記できる業者。
- (10) 引き渡した日から3ヶ月以内に全ての解体処置を実施できる業者。

3 契約条項を示す場所等

陸上自衛隊えびの駐屯地 第364会計隊えびの派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページ

4 現場説明・競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない。 必 須 (場所 : 陸上自衛隊えびの駐屯地)
ただし、希望業者につきましては、説明会を行いますので準備の都合上ご連絡を下さい。日程につきましては、令和5年1月10日 (火) ~ 13日 (金) の間で連絡を受けた後の調整及び決定となります。
- (2) 競争入札
場 所 : 第364会計隊えびの派遣隊入札室
日 時 : 令和5年1月17日 (火) 11時00分 ~

5 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。(ただし、同額の場合には抽選により決定)
- (2) 入札者は入札書に「税込み価格相当額」を記載すること。
- (3) 「入札及び契約心得」を確認後、暴力団排除に関する事項に誓約する旨、入札書に「当社 (私個人の場合)、当団体 (団体の場合) は、入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載している入札書を競争参加者と致します。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除

但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 免除

但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札。
- (2) 入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難いもの。
- (4) 現場説明会に参加していない者。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に消費税込みの金額を記載すること。

9 契約書等の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

10 その他

- (1) 郵便等による入札の場合は、令和5年1月16日(月)15時00分までに必着するよう「書留等」で送付し「入札書在中」と記入すること。(電話、電報は認めない。)なお、再度入札となった場合は再度入札の日時をFAXで通知する。
- (2) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- (3) 契約担当官等が受け付けた郵便入札等は、入札日以前であっても引換え、変更又は取り消しはできません。
- (4) 公告掲示場所
えびの駐屯地、国分駐屯地、都城駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/wae/>)
- (5) 代理人をもって入札に参加させる場合には、委任状を提出すること。
- (6) 当該売払物品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (7) 令和5年1月13(金)15時までに資格審査結果通知書(写)及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証(写)の提出をお願いします。
- (8) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合は、送付用封筒に1月17日「使用済人員輸送車2号」入札在中と記載のうえ、令和5年1月16日(月)15時00分までに必着するように郵送し、契約担当者(重留)で連絡すること。
なお、入札直前に疑義が生じた場合の郵便入札はその疑義に関して了承しているものとみなします。初度入札に郵便等が含まれてない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処する事。
(11) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は、当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減減、損害賠償の請求又は契約の解除をすることできないこと。
(12) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

11 問い合わせ先

(1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒889-4392

宮崎県えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地

第364会計隊都えびの派遣隊 契約班 担当：重留

TEL (0984) 33-3904 (内線337)

FAX (0984) 33-3904

(2) 内訳書に関する事項

〒889-4392

宮崎県えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地

業務隊 補給科 担当：宮田

TEL (0984) 33-3904 (内線321)

使用履歴等(内訳書)

装備品名	(使用済) 人員輸送車2号 トヨタ自動車	原動機型式	N04C
初度登録年月日	平成22年2月24日	走行距離	204,315Km
車体番号	XZB40-0053009	車検有効満了日	令和3年2月24日
車名	トヨタ	事故歴	なし
型式	BDG-XZB40	故障状況	なし
附属品(書類・工具等)			
	品名	数量	品名
	リサイクル券	1	
	登録識別情報等通知書	1	
	粉末消火器	1	
	非常信号灯	1	
	スクリュウドライブ	1	
	ジャッキ	1	
	ジャッキハンドル	1	